

一般社団法人日本薬局学会認知症研修認定薬剤師制度規程

第1章 総則

第1条 認知症研修認定薬剤師制度の目的

認知症研修認定薬剤師制度(以下、本制度と略記)は、認知症領域において医薬品に関わる専門的立場から医療・介護・福祉チームの一員として薬物療法を中心に参画するための能力と適性を備え、さらに認知症の人とその家族等に対して薬学的視点をふまえた適切な助言および対応ができる薬剤師の養成を目的として創設する。

第2条 本制度の意義

1. 本制度の実施により、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン平成27年1月27日発表)に明記された、薬局、薬剤師に期待される認知症の早期発見の役割を担い、認知症の疑いのある人に早期に気づきかかりつけ医等と連携して対応するとともに、認知症の人の状況に応じた服薬指導等を適切に行うことを推進する。

2. 本制度を実施することにより、学会員の学会活動参加の目的意識と意欲を高め、学会の活性化と水準向上に寄与する。

第2章 認知症企画委員会・認知症実行委員会

第3条 認知症企画委員会および認知症実行委員会の設置

一般社団法人日本薬局学会(以下、本学会と略記)は、前述の目的達成のため認知症企画委員会(以下、企画委員会と略記)および認知症実行委員会(以下、実行委員会と略記)を設置する。

第4条 企画委員会および実行委員会の構成

企画委員会および実行委員会の委員は理事会にて選出され、任期は2年とし再任を妨げない。委員長は委員の互選にて選出する。

第5条 企画委員会・実行委員会の責務

1. 企画委員会は、本制度に関わる全ての企画を行う。
2. 実行委員会は、本制度に関わる全ての研修会の開催、運営を行う。

第3章 認知症研修認定薬剤師の申請および申請方法

第6条 申請に必要な資格・要件

認知症研修認定薬剤師の申請者は、下記資格・要件を満たしていること。

- ① 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えていること。
- ② 本学会の正会員であること。
- ③ 薬剤師としての実務の経験を3年以上有すること。
- ④ 本学会が指定する認知症領域のe-ラーニングを20単位以上有していること。
- ⑤ 本学会が認定するワークショップで6単位有していること。
- ⑥ 認知症サポーターを取得していること。
- ⑦ 認知症の人への介入事例を3例以上提出すること。
- ⑧ 別途実施細則に定める認定試験に合格していること。(合格認定証を添える)
- ⑨ 薬剤師認定制度認証機構等で認められた研修認定薬剤師を取得していること。(※)
- ⑩ 職場長(薬剤部科長あるいは薬局長等)の同意があること。

- ⑪ 上記の認知症領域の e-ラーニング、ワークショップで単位取得開始後、4 年以内に申請すること。

※公益社団法人薬剤師認定制度認証機構(CPC)でご確認下さい <http://www.cpc-j.org/>

第7条 申請方法

認知症研修認定薬剤師の認定を申請する者は、申請書類とともに申請資格を有することを証明する書類及び申請料を添えて申請し、所定の手続きを経る。申請手順の詳細は、別途実施細則に定める。

第4章 認知症研修認定薬剤師の認定申請方法および認定期間

第8条 認定申請方法は、別途実施細則に定める。

第9条 認定期間は3年間とする。

第10条 認知症研修認定薬剤師として認定された者に対して、本学会長より認定証を交付する。

第5章 認知症研修認定薬剤師の認定の更新

第11条 認知症研修認定薬剤師の資格更新は、3年毎とする。更新時の詳細は別途実施細則に定める。

第12条 認知症研修認定薬剤師の資格の喪失、取り消しは実行委員会の審議を経て決定する。詳細は別途実施細則に定める。

第6章 認知症研修認定薬剤師制度規程の改定

第13条 認知症研修認定薬剤師制度規程は、日本薬局学会の理事会の承認により変更できる。

附則 認知症研修認定薬剤師制度規程は、平成27年7月1日より施行する。

平成27年7月9日改定

平成28年6月30日改定

平成30年7月12日改定